

市庁舎整備に関する調査特別委員会(第 22 回)

平成 2 6 年 3 月 1 2 日 (水) 14 : 30～

鳥取市役所 6 階 第 1 会議室

1 開 会

2 協議事項

(1) 鳥取市庁舎整備全体構想 (素案) について

3 そ の 他

4 閉 会

市庁舎整備の工期 説明用資料

鳥取市庁舎整備局 平成26年3月12日

工期設定の考え方

- **防災と市民サービス強化の早期実現**

現在の本庁舎を耐震改修する場合、しない場合のどちらでも必要となる新庁舎をまず整備し、防災機能と市民サービス機能の強化を早期実現

- **整備に当たっての費用の抑制**

現在の本庁舎敷地に整備する場合の仮設庁舎や仮設駐車場の費用を極力抑制

工期

- 平成26年度から事業を開始した場合のスケジュール（設計・工事などに必要な期間）
- 合併特例債の活用期限は、平成31年度末まで

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
整備案①						
整備案②						
整備案③						
整備案④						

- 整備案①がもっとも早く完了

2

工期

- 平成27年度から事業を開始した場合のスケジュール（設計・工事などに必要な期間）
- 合併特例債の活用期限は、平成31年度末まで

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
整備案①						
整備案②						
整備案③						
整備案④						

- 整備案①がもっとも早く完了

3

工期(平成26年度から事業を開始した場合)

- 整備案①: 駅南庁舎(既存)+旧市立病院跡地(新たな施設)

- 工期 約2年

合併特例債の期限(平成32年3月末) ↓

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
新たな施設 (旧市立病院跡地)	準備	基本設計	実施設計	準備	新築工事	供用	
現本庁舎	(現況)					除却	
第2庁舎	(現況)					除却	
駅南庁舎 (及びさざんか会館)	(現況)					改修	供用

(工事期間中の影響)

- ①別敷地での工事のため特に対策は不要である。
- ②駅南庁舎の改装工事に伴う、図書館等に対する騒音への配慮や利用者の安全確保が必要である。

工期(平成27年度から事業を開始した場合)

- 整備案①: 駅南庁舎(既存)+旧市立病院跡地(新たな施設)

- 工期 約2年

合併特例債の期限(平成32年3月末) ↓

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
新たな施設 (旧市立病院跡地)		準備	基本設計	実施設計	準備	新築工事	供用
現本庁舎		(現況)					除却
第2庁舎		(現況)					除却
駅南庁舎 (及びさざんか会館)		(現況)					改修

(工事期間中の影響)

- ①別敷地での工事のため特に対策は不要である。
- ②駅南庁舎の改装工事に伴う、図書館等に対する騒音への配慮や利用者の安全確保が必要である。

工期(平成26年度から事業を開始した場合)

- 整備案②: 現本庁舎(耐震改修)+駅南庁舎(既存)+現本庁舎敷地(現在駐車場に新たな施設と立体駐車場)
- 工期 約4年

合併特例債の期限(平成32年3月末) ↓

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
新たな施設・立体駐車場(現本庁舎駐車場)	準備	基本設計	実施設計	準備	新築工事	供用	
現本庁舎	(現況)			基本設計	実施設計	準備	耐震改修工事
第2庁舎	(現況)					改修	(仮移転先) 除却
駅南庁舎(及びさざんか会館)	(現況)				改修	供用	
(仮庁舎)						(仮移転先)	

(工事期間中の影響)

- ①同一敷地工事のため、来庁者や市民会館利用者、職員の動線、安全確保が必要である。
- ②仮庁舎として使用する第2庁舎への頻繁移転または仮設庁舎の設置が必要である。
- ③駐車台数が確保できないため、仮設駐車場の確保など対策が必要である。
※新たな施設の新築工事期間、埋蔵文化財調査期間(設計期間2年間で実施)
- ④災害時の防災拠点としての駐車場機能保持が必要である。
- ⑤駅南庁舎の改装工事に伴う、図書館等に対する騒音への配慮や利用者の安全確保が必要である。

6

工期(平成27年度から事業を開始した場合)

- 整備案②: 現本庁舎(耐震改修)+駅南庁舎(既存)+現本庁舎敷地(現在駐車場に新たな施設と立体駐車場)
- 工期 約4年

合併特例債の期限(平成32年3月末) ↓

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
新たな施設・立体駐車場(現本庁舎駐車場)		準備	基本設計	実施設計	準備	新築工事	供用
現本庁舎		(現況)			基本設計	実施設計	準備
第2庁舎		(現況)				改修	(仮移転先) 除却
駅南庁舎(及びさざんか会館)		(現況)				改修	供用
(仮庁舎)						(仮移転先)	

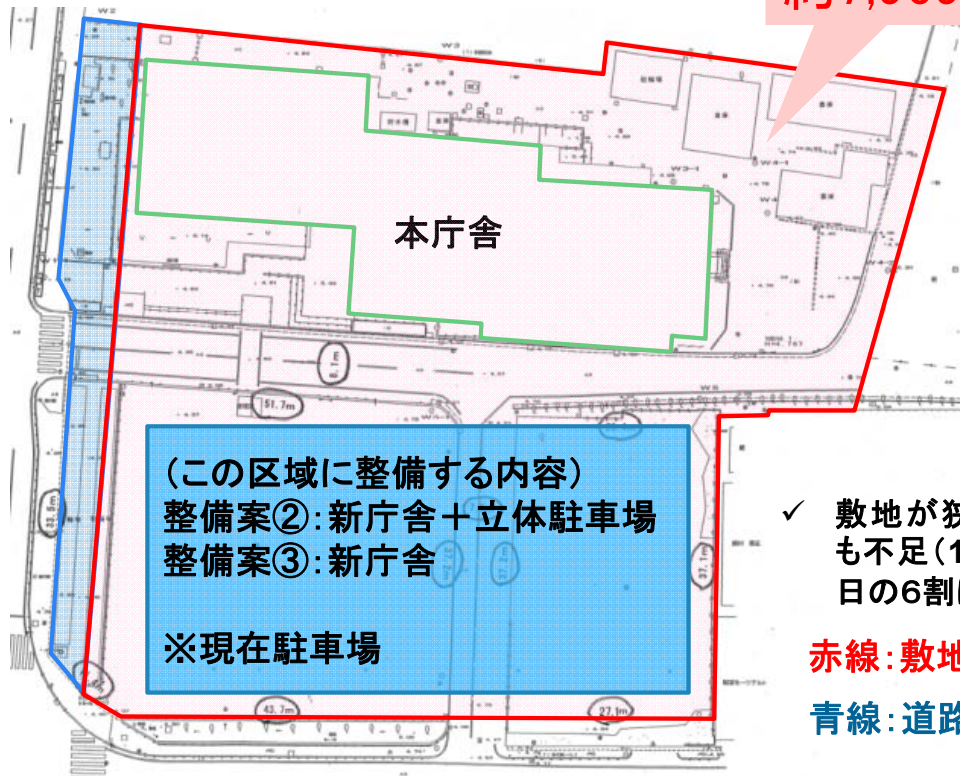
(工事期間中の影響)

- ①同一敷地工事のため、来庁者や市民会館利用者、職員の動線、安全確保が必要である。
- ②仮庁舎として使用する第2庁舎への頻繁移転または仮設庁舎の設置が必要である。
- ③駐車台数が確保できないため、仮設駐車場の確保など対策が必要である。
※新たな施設の新築工事期間、埋蔵文化財調査期間(設計期間2年間で実施)
- ④災害時の防災拠点としての駐車場機能保持が必要である。
- ⑤駅南庁舎の改装工事に伴う、図書館等に対する騒音への配慮や利用者の安全確保が必要である。

7

現在の本庁舎敷地

国道53号線



約7,969m²

本庁舎

市民会館

(この区域に整備する内容)
整備案②:新庁舎+立体駐車場
整備案③:新庁舎

※現在駐車場

✓ 敷地が狭く、駐車場も不足(151台、開庁日の6割は満車)

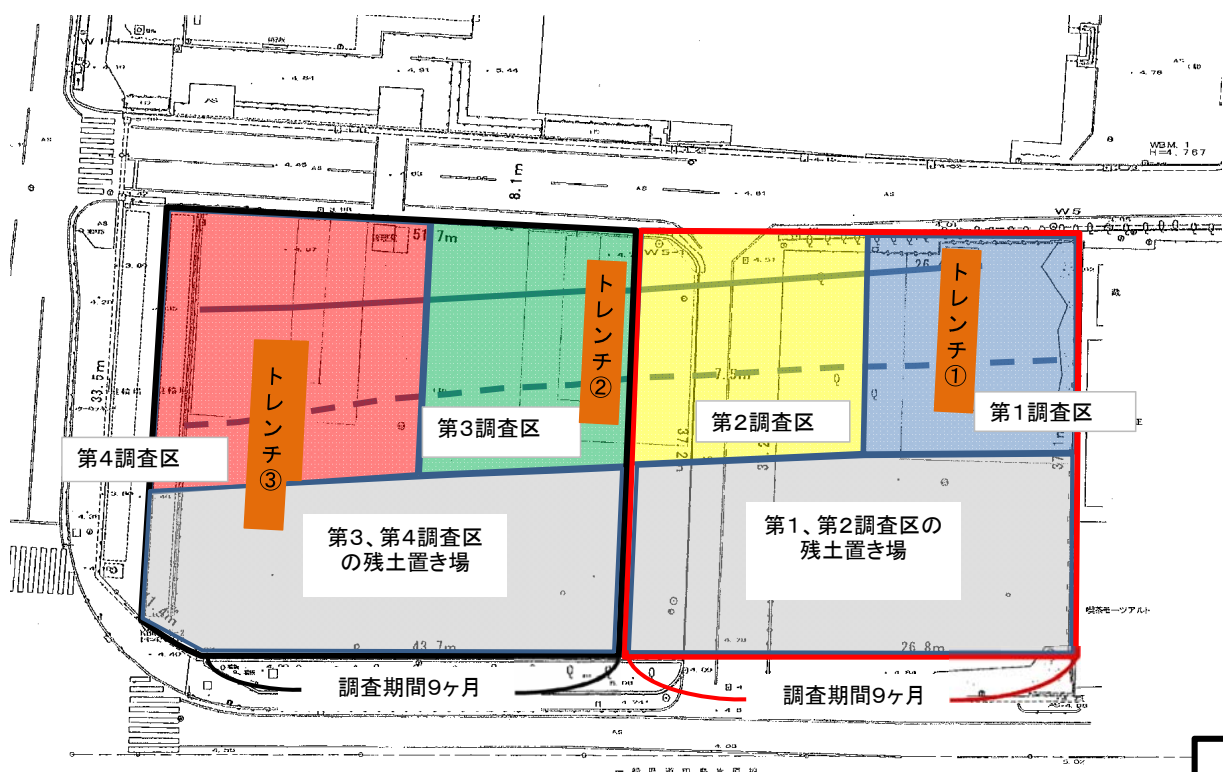
赤線:敷地範囲

青線:道路予定敷地

大工町通り

8

埋蔵文化財調査



第4調査区

第3調査区

第2調査区

第1調査区

第3、第4調査区
の残土置き場

第1、第2調査区の
残土置き場

調査期間9ヶ月

調査期間9ヶ月

9

工期(平成26年度から事業を開始した場合)

- 整備案③: 駅南庁舎(既存)+現本庁舎敷地(現在駐車場に新たな施設)

- 工期 約2年

合併特例債の期限(平成32年3月末) ↓

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
新たな施設 (現本庁舎駐車場)	準備	基本設計	実施設計	準備	新築工事	供用	
現本庁舎	(現況)					除却	
第2庁舎	(現況)					除却	
駅南庁舎 (及びさざんか会館)	(現況)					改修	供用

(工事期間中の影響)

- ①同一敷地工事のため、来庁者や市民会館利用者、職員の動線、安全確保が必要である。
- ②駐車台数が確保できないため、仮設駐車場の確保など対策が必要である。
※新たな施設の新築工事期間、埋蔵文化財調査期間(設計期間2年間で実施)
- ③災害時の防災拠点としての駐車場機能保持が必要である。
- ④駅南庁舎の改装工事に伴う、図書館等に対する騒音への配慮や利用者の安全確保が必要である。

10

工期(平成27年度から事業を開始した場合)

- 整備案③: 駅南庁舎(既存)+現本庁舎敷地(現在駐車場に新たな施設)

- 工期 約2年

合併特例債の期限(平成32年3月末) ↓

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
新たな施設 (現本庁舎駐車場)		準備	基本設計	実施設計	準備	新築工事	供用
現本庁舎	(現況)					除却	
第2庁舎	(現況)					除却	
駅南庁舎 (及びさざんか会館)	(現況)					改修	供用

(工事期間中の影響)

- ①同一敷地工事のため、来庁者や市民会館利用者、職員の動線、安全確保が必要である。
- ②駐車台数が確保できないため、仮設駐車場の確保など対策が必要である。
※新たな施設の新築工事期間、埋蔵文化財調査期間(設計期間2年間で実施)
- ③災害時の防災拠点としての駐車場機能保持が必要である。
- ④駅南庁舎の改装工事に伴う、図書館等に対する騒音への配慮や利用者の安全確保が必要である。

11

工期(平成26年度から事業を開始した場合)

- 整備案④: 現本庁舎(耐震改修) + 駅南庁舎(既存) + 旧市立病院跡地(新たな施設)
- 工期 約4年

合併特例債の期限(平成32年3月末) ↓

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
新たな施設 (旧市立病院跡地)	準備	基本設計	実施設計	準備	新築工事	供用	
現本庁舎	(現況)		基本設計	実施設計	準備	耐震改修工事	
第2庁舎	(現況)				改修	(仮移転先)	除却
駅南庁舎 (及びさざんか会館)	(現況)			改修	供用		

(工事期間中の影響)

- ①現本庁舎の駐車場は一定程度活用できるが、同一敷地工事のため、来庁者や市民会館利用者、職員の動線、安全確保が必要である。
- ②仮庁舎として使用する第2庁舎への頻繁移転または仮設庁舎の設置が必要である。
- ③駅南庁舎の改装工事に伴う、図書館等に対する騒音への配慮や利用者の安全確保が必要である。

12

工期(平成27年度から事業を開始した場合)

- 整備案④: 現本庁舎(耐震改修) + 駅南庁舎(既存) + 旧市立病院跡地(新たな施設)
- 工期 約4年

合併特例債の期限(平成32年3月末) ↓

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
新たな施設 (旧市立病院跡地)		準備	基本設計	実施設計	準備	新築工事	供用
現本庁舎		(現況)		基本設計	実施設計	準備	耐震改修工事
第2庁舎		(現況)				改修	(仮移転先) 除却
駅南庁舎 (及びさざんか会館)		(現況)			改修	供用	

(工事期間中の影響)

- ①現本庁舎の駐車場は一定程度活用できるが、同一敷地工事のため、来庁者や市民会館利用者、職員の動線、安全確保が必要である。
- ②仮庁舎として使用する第2庁舎への頻繁移転または仮設庁舎の設置が必要である。
- ③駅南庁舎の改装工事に伴う、図書館等に対する騒音への配慮や利用者の安全確保が必要である。

13

財源と市の実質負担

平成27年度から事業を開始した場合の影響

- 合併特例債は、活用期限内に事業が完了する場合に限り、活用できる

（例えば・・・）

6階建ての建物で、3階までの工期が活用期限に収まり、4階以上は超える場合、3階までは活用できるという事は無く、すべてに活用できない

- 合併特例債の活用期限内に現本庁舎の耐震改修を完了するためには、工期短縮のために仮設庁舎等の確保が必要

（仮設庁舎を確保しない場合は・・・）

合併特例債が活用できないため、その他の財源確保が必要